

第14期第2回福岡県個人情報保護審議会（全体会）会議録

1 開催日時

平成30年8月23日（木） 午前10時00分から

2 開催場所

行政棟10階特9会議室

3 出席者（五十音順）

江島 玲子 委員
小林 登 会長
永井ケイ子 委員
村上 英明 委員
森 咲子 委員
山元 規靖 委員

4 審査事項

- (1) 個人情報の提供制限に関する例外事項について（諮問・答申）
- (2) その他

5 会議の内容

【小林会長】

おはようございます。今日は暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから第14期第2回福岡県個人情報保護審議会を開催いたします。

それでは、議事に入る前に、事務局の方から定足数等につきましての御報告があると思います。よろしくをお願いします。

【事務局】

まず初めに、これまで5年3カ月にわたって委員を務めていただきました相本倫子委員は、西日本新聞社熊本総局の担当部次長に御栄転されたため、7月末をもって退任されましたので、御報告いたします。後任の委員につきましては、現在事務局において検討中でございます。

続きまして、定足数について御報告申し上げます。

本日は委員6名の方に御出席いただいております。福岡県個人情報保護条例第54条第2項に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

また、会議は全て公開となっておりますが、本日傍聴者はいらっしゃいません。

以上で事務局からの報告を終わります。

【小林会長】

ありがとうございました。

すみません、ちょっと暑くて、私も上着を脱いだまま司会をさせていただいておりますので、どうぞ暑かったらお脱ぎになってください。すみません、遅くなりました。

それでは、次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

本日の議題は、個人情報の提供制限に関する例外事項についてです。以前から実は3回ほどありました保育士さんの登録申請の情報について、また、アンケート等に関して提供してくださいというお話ですね。簡単に言うとそういうことです。

事務局の方から少し詳しく御説明をお願いいたします。

【事務局】

7月26日付けで福岡県知事から当審議会に個人情報の提供制限に関する例外事項について諮問がありましたので、御審議をお願いいたします。

諮問事項の説明の前に、事務局から本日の審議の進め方について御説明いたします。

【事務局】

事務局の郡と申します。よろしくお願ひします。

本日の審議の進め方についてですが、お手元の本日の審議の進め方という資料を御覧ください。

本日は、まず子育て支援課から今回の諮問についての御説明をいたします。その後、子育て支援課への質疑応答を挟んだ後、子育て支援課には退室していただきます。そして、答申案及び「子育て支援課からの要望について」という別紙を配付し、答申案の検討をしていただくという流れになります。

この「子育て支援課からの要望について」という資料についてですが、これは前回の諮問のときに、保育士登録情報の追加提供を求められた場合、その都度諮問及び答申を行うのかという御質問が審議会から出まして、今回子育て支援課の方からも同様の質問が出たため、このたび諮問と併せて御審議いただくものになります。ですので、後ほど審議するというので、子育て支援課に対する質疑応答の際には、保育士登録情報の追加提供に関する御質問は御遠慮していただくと幸いです。

審議の進め方についての説明は以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。

それでは、実施機関の方々に入室していただいでください。

(実施機関 入室)

【小林会長】

おはようございます。それでは、諮問事項について、実施機関である子育て支援課の方から御説明をお願いいたします。最初に御紹介、どういふお立場かだけ御説明いただけますか。

【実施機関】

私、子育て支援課で保育係長をしております古藤と申します。よろしくお願ひいたします。

【実施機関】

保育係の主事で笠と申します。よろしくお願ひいたします。

【小林会長】

どうぞよろしく申し上げます。

【実施機関】

それでは、説明資料と書いたペーパーの内容について、順を追って説明させていただきたいと思います。

まず、1番の本件事業・事務の概要についての(1)背景・目的ですが、かいつまんで申しますと、県内の市町村では保育要件の緩和を背景に、保育需要が急速に拡大しているところがございます。そのような中、各市町村で保育サービスの提供増を図っているところですが、需要の拡大に追いつかず、福岡都市圏を中心に待機児童が発生しております。これが一番我々の係にとっては大きな問題です。待機児童ゼロを目指して業務を進めているところがございます。

保育サービスの供給増のためには、施設を建設するだけではなくて、そこで実際に保育に当たる保育士さん、これがお子さん何人につき何人と決められておまして、それを満たすところまで保育士さんを新たに雇い入れなければなりません。

ところが、保育業界というのは今大変な求人難でございまして、一般の職種よりも働いていただける方を見つけるのが困難な状態になっています。そうした場合に、どこに働きかけていく手段があるかという、県としては、保育士登録をされているが実際には就労されていない方々、この方々にもう一度保育業界で働いていただけるように働きかけるのが有効なのではないかと考えているところがございます。

次に、(2)の本件事業・事務の実施主体、(3)事業・事務の内容についてですが、この内容に入ります前に、制度のことになってしまいますけども、平成15年度に児童福祉法が改正されまして、保育士として働くには、あらかじめ都道府県に登録申請をすることになりました。登録申請をした方が初めて保育士証の交付を受けることができる、保育士として働くことができる、そういう制度に変わったところです。このことにより、県は登録時の住所等の情報を保有することになっています。

これが前段にございまして、今回は大牟田市ほか13市村が、今申しあげました資格はあるけど実際働いていない保育士さん、この方たちは潜在保育士さんとも呼びするのですが、この方たちへの働きかけを希望して、個人情報の提供を望んでおられるところです。それぞれの市町村ではどういうことを考えておられるかという、もう一度働いてみたいなどと思っていただけるようなアンケートを送付したり、就職支援機関を御紹介したり、求人情報を提供したり、そういったことに使いたいということで申し出がっております。今回は、潜在保育士さんへの働きかけを希望する市町村に、当該市町に居住する保育士の方の情報、氏名、住所を提供しようというのが事業・事務の内容ということでございます。

次のページに参りまして、2番、福岡県個人情報保護審議会への諮問について、まず(1)諮問内容についてでございます。県が保有しております保育士さんの個人情報は、あくまで保育士証を発行するためのものであり、市町村の事業案内等に転用するのは個人情報を取得したときの本来の目的の範囲外ということになります。それで今回お諮りすることになったわけですが、そうは言いつても、(2)の提供の必要性についてですが、今般の計画の事業は、新聞等にも煩瑣に取り上げられております待機児童の解消という大きな社会的課題の解決に直結するものでございます。そこで、この審議

会に個人情報の市町村への提供について諮ることとさせていただいたものです。

1 ページ次に行ってくださいまして、3 の個人情報の活用状況等についてでございますが、これまでのこの審議会に同趣旨の案件を2 回お伺いさせていただいているところです。平成28 年度、29 年度に各1 回お伺いしております。平成28 年度には北九州市、福岡市、久留米市、こちらからお求めがありまして提供しております。平成29 年度には、飯塚市をはじめ17 市町から御依頼がありまして、このときも提供をいたしております。このうち合計20 の団体、市町村が県に情報提供を求められたわけですが、うち13 市町が既に保育士さんへのコンタクトに利用されまして、有効に活用しておられます。

また、この件に関して、保育士さんからのクレーム等は今まで一切ございません。

以上が今回の諮問の案件の概要でございます。

【小林会長】

ありがとうございました。

何か今の説明について御意見とか御質問とかありますか。よろしいでしょうか。

【全委員】

なし。

【小林会長】

もう3 回目になるということなので多分およそ……。ありがとうございました。それでは、これで質疑は終わりということにいたします。

これから答申について審議させていただきますので、実施機関の子育て支援課の方は、すみませんが御退席をお願いいたします。ありがとうございました。

【実施機関】

どうもありがとうございました。

(実施機関 退出)

【小林会長】

それでは、審議に移ります。

今、資料を配付していただいたみたいですが、これに基づいて、子育て支援課からの要望事項について事務局の方から御説明いただけるということですね。よろしく願いします。

【事務局】

ただいま配付した資料は、要望事項、そして答申案という赤いインデックスが貼られた資料が合計で2 部、そして参考という青いインデックスを貼った資料が1 部となっております。そろっておりますでしょうか。

それでは、要望事項という赤いインデックスの貼られた資料を御覧ください。

先ほども少し触れましたが、要望事項というところに子育て支援課からの申し出の内容が記載されております。内容としましては、平成29 年5 月19 日と同年7 月20 日の二つの答申を踏まえて、合計20 市町に対して保育士登録情報を提供したが、これらの市町の中から、保育士登録情報の追加提供を求められている。そこで、そのような場

合には審議会への諮問・答申の手続を経ることなく提供することはできないかといったものです。

この件につきまして、昨年の審議会でも先生方から同じような御質問をいただきました。その下の平成29年7月20日審議会での主な意見というところを御覧ください。

御質問の内容といたしましては、審議会は、諮問時点で県が保有している保育士登録情報を提供することの可否を判断するのではないかと。審議会は、ある程度典型的に提供の必要性を判断して、詳細は実施機関が答申を踏まえて、その都度判断していくべきではないか等です。

これらのことを踏まえまして、審査会の判断としましては、その下、審査会の判断(案)というところになります。

答申は、諮問に係る市町における保育士登録情報を利用した事務・事業——これは就職相談会、保育士バンクの案内やアンケート送付などです。こういった事務・事業を審議会において個別に確認した上で、保育士登録情報の提供は公益上の必要があり、適当なものとして認められたものであり、個々の保育士登録情報の内容を考慮したものではありません。

そしてまた、答申の形式上も、答申案という赤いインデックスが貼られた資料の個人の類型欄にもありますように、個人の類型は、児童福祉法第18条の18第2項の規定により福岡県に備えた保育士登録簿に登録された保育士となっており、諮問時点において登録されている保育士に限定したものでないということになっています。

したがって、市町から保育士登録情報の追加提供が求められた場合、実施機関は、審議会への諮問・答申の手続を経ることなく提供することができると判断します。

ただし、市町からの求めに応じ、実施機関が保育士登録情報を追加提供するに当たっては、要件を付しています。諮問書という赤いインデックスが貼られた資料の2枚目を御覧ください。

こちらは、提供希望市町村一覧というリストになっているのですが、保育士登録情報の追加提供をするには、保育士登録情報の利用が、諮問において提示した各市町村の「事務・事業の内容」の範疇に含まれるものかどうかを確認しなければならないとし、それ以外の事務・事業に利用する場合には、また改めて審議会への諮問・答申の手続を経る必要があるとしています。

以上が、子育て支援課からの要望事項についての説明になります。

【小林会長】

ありがとうございました。今の御説明は、要は今後またこういう要望、保育士登録情報の追加提供を求められたときに、審議会で諮問して答申をするという必要があるのかどうかということについての御説明ということですかね。

ですから、本日は、先ほど子育て支援課から御説明あった、幾つかの市町村から求められていまして、これについて答える、どうするのかという問題、それと、今後こういう追加が出てきたときに、また改めてこういうふうな審議をしないといけないのかどうかという、この二つの問題ということですかね。それをここで検討しないといけない、ということでしょうかね。

ということですが、まず、どうでしょうか。最初に、先ほどの子育て支援課からの

要望事項についてですけれども、これはいかがでしょうか。目的外の使用ですね。

【森委員】

案内を送って良いかどうかでことですね。

【小林会長】

そうです、はい。もともとこれは登録申請のために集めた個人情報なのですけれども、それを今後、保育士さんに登録してもらうためのアンケートをとるとか、あるいは何かそういうセミナーみたいなのをするときの御連絡とか、そういうのに使って良いかという、そういうことですね。そのために提供して良いですかということですね。

【江島委員】

前回2回オーケーを出しているし、今回拒否をするという理由がないですね。

【村上委員】

同じ事案が2回ありました。

【小林会長】

そうでしたね。多分そこはよろしいでしょうね。皆さん、よろしいですか。

【全委員】

異議なし。

【小林会長】

問題は、その後にあった、今後また同じような案件が出てきたときにどういうふうに対応するかということですね、この点はいかがでしょう。

【森委員】

そもそもですけれども、この登録は、説明資料の2枚目のところに、1の諮問内容について、県が保有する保育士登録情報は、事務のために本人から収集したものであって、市町村へ提供することは収集時の取扱いの目的に含まれていないとありますけれども、そもそもそこを変えたほうが良いのではないかなど。

提供するときに、例えばそういった案内を送っても良いですかだけ選べるようにチェックをするとか。よく会員登録とかでメールマガジンを送って良いですかでチェック入れたりするように、そもそも登録時の書式を変えれば、御本人からの確認はとれているので家に送りましょうということもできるのではないかなと思います。まあ、これは今の諮問の内容とは別ですけれども、将来的なところで。

【小林会長】

今の森委員のお話というのは、保育士登録業務のためだけではなくて、その後のアンケートとかそういったことにも使いますよということで、収集目的をもうちょっと最初から幅広にしておいたらいかがかと。そうすると、登録目的だけだったのを、さらに別に使うということになって、この答申とかで何度も手続が要らなくなるのではないかと、こういう御意見ですかね。

【森委員】

そうですね。こういう本当に人が足りない時代なので、できればもうそれ送りますということのを了承した上で登録してもらう方が一番良いと思います。ただ、それだとちょっとやっぱり御本人の個人情報なのでと気になるのであれば、案内を送りますかと。例えば、就職支援の御案内を送りますかというところに、要らない方はチェックを入れて

くださいとかにすれば、確実に御本人の意思も尊重できた上でできるかなと思います。

【小林会長】

その時点でもう分かるのではないかということですかね。

【森委員】

はい。

【小林会長】

なるほどですね。

【森委員】

そこは話がずれましたけど。

【小林会長】

今言われたように、少し本件、本日のものとは外れるかもしれませんが、こういった御意見についてはいかがでしょうか。

【山元委員】

そもそもをお聞きしたいのですが、ある意味、最初の案内というのは強制的に行くわけですよね。それを希望者とした場合に、どれだけの希望者が出るのかとか、そういう話はよく分からない、やってみないと分からないですよね。今既にやられているところで実績があるということを先ほどお聞きしたのですが、それは全員に送っているということでしたが、先ほど言われたとおり、最初に案内とかそういうのを送っても良いですかというチェック項目を付けた場合に、そういった実績が伴わないことになるとかいうことは考えられますか。

【事務局】

実は今、今回含めて3回目ですが、今回含めて34市町ということで、子育て支援課から市町村に照会するのですね。前回したときにはこれだけということだったのですが、その後ぼつぼつ要望があったので、もう一遍、これが最後ということで照会したところ、14出てきたということです。まあ、60市町ございますから、全部が全部そういうことをするわけではないということと、あと、この制度自体が福岡県だけの制度ではありません。全国的な法律に基づいた制度で、詳しく知りませんが、登録をするときの制度、内容とかいうのは、福岡だけで決められるものではないのではないかなと。

ただ、森委員が言われたところは当然そういう考え方はありますので、子育て支援課にそういう御意見があったということは申し伝えたいと思います。制度として全部変えれば、国が変えれば、そういうこともあり得ると思います。

【山元委員】

上の方を変えるのは結構難しいかなという感じがするのですが、実際やられているところというのは、例えばここに書いてある人材バンクへの登録とかアンケートの送付というのは無条件にやっているわけではないですよね。まず問い合わせをしているのですか、それとも、もういきなりアンケートを送付したりとかされているのですか。

【事務局】

アンケートというよりも、例えば就職相談会とかに出てきませんかというときに、どこに送れば良いかという、やっぱり潜在保育士さんの方に送るので。ただ、その方が

どこにおられるか分からないから、この保育士登録情報を提供して、そこに御案内を送ると。

【山元委員】

だから、その案内を送るときに、いきなりいろいろなセミナーとかアンケートとかというのを送るのではなくて、送りたいのですけど良いですかということで送っているのですか。それとも、もういきなり直接ですか。

【小林会長】

多分直接されている。

【山元委員】

ああ、直接送られているんですね。

【小林会長】

森委員のおっしゃっていることは確かにそうで、そうしてしまえば非常に、何度もこういう同じ手続をとる必要はないのかと思いますが、ただ確かに、そもそも制度で、それを勝手に変えられるのかという問題があると思います。

それから、今、子育て支援課で問題になっているのは、潜在保育士さんをどうやって見つけるかの話で、登録申請するときには要りませんというふうに指定してしまった人についても、もしかしたら今は、なっても良いよというふうにあるかもしれない。そういうのをどうにか掘り起こそうというところもあるからですね。完全に最初からチェックして、それでもうそこに送りませんとしてしまうと、今、子育て支援課、あるいは市町村の方からある要望には応えられなくなるのかなという気もするのですけどね。

それも、まあ、そういう要望があって、そういう目的があるからこそ、今、山元委員から疑問が出たのですけども、もうとにかくとりあえず全部送ってしまえという形で今されているということではないのかなと思います。そういうことも前提で、情報提供してくださいと言われて、それに応じて良いのかというのが、今ここで問題になっているのかなという気はいたします。

【山元委員】

僕らの立場として、厳密に言うと、言われたとおりそういうふうに前提でやったほうが良いという感じがするのですけども、実際の実効的な結果を出すためには、やっぱりある程度ずっとやって、今までやられたところで苦情が出ていないということで、そこら辺はある程度大目に見るしかないかなという気はしますけど。

【森委員】

そうですね。やっぱり人材不足の非常事態でもあるので、こういう諮問をとってという時間を考えると、もう今後はなしでそのまま、まずは送っていただくというのが良いのではないかなという気は、個人的にはします。

【小林会長】

ありがとうございます。

さて、ちょっと話を戻しますと、今後また同じように、今回は応募されてこなかったほかの市町村から、やはり子育て支援課に保育士さんの登録情報を提供してくださいという話が来たときに、これまでと同じようにこの審議会で諮問していくのかどうかという話ですけど、この点については何か御意見はいかがでしょうか。

【村上委員】

それは今、山元委員が言われたように、これが最後なのでしょう。

【事務局】

ですね。もし仮にやったとしても、そこは同じように諮問を。

【村上委員】

するということですね。こちらは追加情報、つまり今年度新しくという、プラスアルファのところをもらいたいという。

【小林会長】

ああ、分かりました、すみません。ちょっと私が勘違いしていました。先ほど事務局から御説明があった追加情報というのは、例えば今日こうやって諮問してきた市町村の方に提供するという事になれば、現時点であるものについて情報を提供するという事になるわけですが、その後、保育士さんの登録というのはまだどんどん更新されていくわけで、その情報についても、また新たにここに諮問して、答申して、その上で提供するという事にしないといけないのかどうかということですね。

これは、今日情報提供してくださいと言ってきている市町村だけではなくて、既にもうそれについて認めた市町村についても、その認めた時点以降どんどんまた、そこにお住まいの保育士さんの登録が積み重なってきているので、この情報を提供してくださいというふうに言ってこられたときに、同じような手続が必要なのかと、そういうことですよね、すみません。この点はいかがでしょうか。

その点は、事務局のお考えとしては、別にその時点のどなたのということで提供を認めたわけではなくて、要はそのに登録されている人の、登録されている保育士さんの登録情報ということなので、そういう意味ではある意味抽象的なことで審議会では認めているから、もう新たに諮問して、そして答申するという手続は要らないのではないかと、こういうことですよね。

【村上委員】

名前と住所ですね。

【小林会長】

ええ、名前と住所ですね。

【村上委員】

新しく登録された保育士さんの名前と住所。ですから、一つの類型として良いのではないのでしょうかね。問題ないと思います。

【小林会長】

良いのではないかとということですが、これはよろしいですか。

【事務局】

実際、久留米市から要望があります。それとあと五つの市町ぐらいから、明確ではないですが、そういう追加した分を提供していただけないだろうかみたいな、そんな話です。だから、どんどん掘り起こす事業を積極的にやるところは、パイが大きくなればそれだけ掘り起こしの可能性が高いので、今現在ではなくて、またどんどん追加があったらくださいという話になるし、あまりそこを積極的にされていないところだったら、あまりそういう要望はないということです。

【小林会長】

そういうことで、答申があった当時だけではなくて、その後のものについても、これは類型的なものとして認めるということにして。ただ、各市町村が出している、こういう事業とって特定してきた事業の内容ですね、この一覧表の。この内容と外れるようなことで、また提供をという話になってきたのであれば。例えば、ここで大牟田市であったら人材バンクの案内送付ですけども、それからさらに案内送付ではなくてアンケートとか、そういう話になってくるのであったら、これはまた別途、諮問・答申が必要になるのではないかと、こういうことですかね。

それもよろしいでしょうかね、そういうことで。

【村上委員】

もう同じ情報ですから、類型的に提供して構わないと思うのですが、一応形式的にはやっぱり目的外提供ですので、全体会が開かれるときに、まとめた形で良いですから、報告ぐらいは上げてもらった方が良いのではないかなと。ここの審議会が全くタッチしないというのもですね。あと全部お任せというよりは、やはり一応いついっどここの市町に何件ぐらいと。何件、そこまでは良いか、提供しましたという報告だけはお願ひできれば良いのではないかなと思うのですが、どうですかね。

【小林会長】

どうですか。事務局は、この事業・事務の内容が異なった場合には再度諮問ということですよ。

【村上委員】

諮問は要らないので、単なる報告だけで。

【小林会長】

というのが村上委員の御意見ですけど、いかがでしょうか。

【村上委員】

面倒くさいですか。

【事務局】

いえ、事務局としては全然、はい。そのことを子育て支援課に申し入れますので。結局、県が、子育て支援課が全く関与せずに分からないままされてしまうと、それは把握できないでしょうけど、それは申し入れがあって、県の方からその社会福祉法人の日本保育協会に登録されているものを渡すので、全部把握しますから。申し出がいつあって、それに基づいて何人分の分をいつ提供したかというのは当然把握していますので、そこは報告をさせます。

【小林会長】

先ほどの要望事項のペーパーの一番最後のポツのところ、「ただし、市町からの求めに応じ」……、お分かりになりますかね、要望事項の1枚目の一番下のポツのところですけども、「ただし、市町からの求めに応じ、実施機関が保育士登録情報を追加提供するに当たっては、保育士登録情報の利用が、諮問において提示した各市町の『事務・事業の内容』先ほどの一覧表の左側のところですね、「の範疇に含まれるかどうかを確認するものとし、それ以外の事務・事業に利用する場合には、改めて審議会への諮問・答申の手続を経ることが必要である。」ということで、これぐらいがやっぱり必要だと

ということで良いでしょうか。これも要らないと、もう報告だけで良いという御趣旨ですか、村上委員。

【村上委員】

いえ、これはこの事業・事務の内容、例えばセミナーの案内送付だとかアンケート送付、これはもう一つの範疇として良いけども、これ以外の目的で使うという場合はやはり。

【小林会長】

手続が必要だろうということですかね。

【村上委員】

諮問は必要だと思います。通常この範囲でやられると思いますので、その限りでは、追加情報についてはもう一々諮問は要らないということによろしいかと思います。

【小林会長】

では、おおよそこういう要望事項にはここに書かれているとおりのことによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【小林会長】

ありがとうございます。

それでは、一応これで質疑応答は終わります。子育て支援課からの要望事項についても別紙のとおりということにします。

事務局からこの点については子育て支援課の方に御連絡をお願いいたします。

それでは、答申案について事務局から御説明いただけますか。

【事務局】

それでは、答申案の検討に移りたいと思います。答申案という赤いインデックスの貼られた資料を御覧ください。こちらの内容をそのまま読み上げさせていただきます。

個人情報の提供の制限に関する例外について（答申）（案）

平成30年7月26日30子育第855号により諮問のあった、下記の事務に係る個人情報の提供については、公益上の必要があり、適当なものと認められます。

| | |
|-------------|---|
| 事務の名称 | 保育人材確保事業に係る福岡県保育士登録情報の提供事務 |
| 所管課名 | 福祉労働部子育て支援課 |
| 個人の類型 | 児童福祉法第18条の18第2項の規定により福岡県に備えた保育士登録簿に登録された保育士 |
| 提供する個人情報の種類 | 氏名及び住所 |
| 目的外提供の目的 | 保育人材確保に取り組む市町による潜在保育士に対するアンケートの送付、マッチング支援、就職相談会の開催案内等を通じて、潜在保育士の就業を促進 |

| | |
|----------|--|
| | し、不足している保育士の人材の確保を図るため、福岡県保育士登録情報を提供する。 |
| 提供先 | 大牟田市、直方市、八女市、福津市、那賀川町、篠栗町、新宮町、久山町、芦屋町、遠賀町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町 |
| 個人情報の取扱い | 提供先が、福岡県から提供を受けた上記個人情報を利用して、アンケートの送付、マッチング支援、就職相談会の開催案内等のため個人情報の本人に接触する場合には、当該本人に対し、福岡県個人情報保護条例第5条第2項第6号の規定により、福岡県から保育士登録情報に記載された氏名及び住所の提供を受けた旨説明すること。 |

以上が答申案の内容になります。

最後になりますが、参考という青いインデックスが貼られた資料を御覧ください。

こちらは今までの答申の内容を抜粋して、一つの表に記載したものになります。こちらを見ていただくと分かりますように、答申案の内容としましては、従来のを踏襲した形になっております。

説明は以上です。

【小林会長】

ありがとうございました。この答申案についての今の説明で何か御質問とか御意見ございますか。

【村上委員】

今までとほとんど同じ文言ですので、気が付かなかったのですが、個人情報の本人に接触する場合はという表現が使われている部分、これは例えば今回の場合ですと送ると、そのことですね。

【小林会長】

そうですね。

【村上委員】

ほかに何かあるのですか、接触は。

【事務局】

基本的には「送る」ですね。そのときに、送られた人が、これは平成28年の審議会だったのですが、送られた人が何で私の情報知っているのということで、これはきちんと個人情報保護条例に基づいて適正に審議会が判断したことに基づくものですよということをきちんと説明しなさいということです。

【村上委員】

それはもうかがみというか、書いてありますよね。

【事務局】

そうですね。

【村上委員】

いや、そういうときに接触という言葉、専門用語として使うのかなと思ったものから。それはもう内容は分かっていますから良いですけど。

【小林会長】

ええ、そうですね。ちょっと何か違う表現があるのかもしれませんが、従来これで行ってきたことなので。

【村上委員】

ええ、結構です。単なる質問です。

【小林会長】

よろしいでしょうかね、これで。よろしいですか。

【全委員】

異議なし。

【小林会長】

では、そうしたら、本日の子育て支援課からの、大牟田市等からの要望があつて、子育て支援課からの諮問についての答申は、この答申案のとおりということにします。そして戻りますが、保育士登録情報の追加提供が求められた場合の取り扱いについては、先ほどの要望事項のとおりにするということによって決定したいと思います。

そのほか何か事務局の方からございますか。

【事務局】

今後の全体会の開催につきましては、現在、諮問案件はございませんので、開催予定はございません。開催の折にはなるべく早目にお知らせしたいと思っております。よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【小林会長】

どうもありがとうございました。

それでは、これで全ての本日の全体会の議題につきましては終わりました。どうもありがとうございました。これで審議会全体会を終了いたします。

なお、引き続き第一部会を開催いたしますので、第一部会の委員の先生方はそのままお残りください。森委員と山元委員はどうぞお帰りください。どうもありがとうございました。